

- Q7. **旅費が計画時よりも安くなった場合、決定額の合計金額内であれば、講演等諸雑費に流用してもいいのでしょうか？**
- A7. 謝金・旅費・講演等諸雑費間での流用はできません
講演等諸雑費は申請書類を基に、金額が決定しますので、申請以降の内容変更はできません。
なお、旅費の個人間流用は認められます
- Q8. **事業決定時から内容（日程・補助者変更を含む）を変更したい場合、どうすればよいのでしょうか？**
- A8. 原則的に事業決定時からの変更は認められません。ただし、事業決定時の内容を変更しなければ事業の実施ができない場合にのみ、決定時の金額を上限として変更が可能となります。
変更に関する書類等の届出や手続き等については、下記を御確認ください
[▶「学校行事、天災、インフルエンザの流行等により、やむを得ず決定時から変更する場合の手続き」\(P6\)](#)
- Q9. **音楽著作権使用料はどのように申請すればよいのでしょうか？**
- A9. 音楽著作権使用料の申請は「[各関係先ごとの事業開始までの準備](#)」(P7)を御確認ください
- Q10. **すでに実施報告書を提出しているのですが、事業費が支払われません。一体どうなっているのでしょうか？**
- A10. 以下のいずれかの理由が考えられます
- ① **実施報告書を提出した直後**
事務手続き上、実施報告書を御提出いただいてから支払まで、最短で1ヶ月程度お時間を頂戴します。なお、初回提出時に不備がない場合の例であり、不備が見受けられた場合はこれよりもお時間をいただきますので予め御了承ください
 - ② **振込依頼書又は振込口座確認書が届いていない**
本年度より初めて従事する芸術家は振込依頼書を、令和元年度～3年度に参加実績のある芸術家は振込口座確認書を提出いただく必要があります。また、1校ごとに参加した被派遣者全員の振込依頼書・振込口座確認書が揃い次第、支払の手続きをお取りしています。振込依頼書を提出済みかどうか今一度御確認いただけますようお願いいたします
 - ③ **報告書に不備がある**
何らかの不備や不足書類、実績確認がとれない箇所がある場合は支払の手続きに進めることができません。事務局からの確認連絡に御対応をお願いします
- ※①～③いずれにも心当たりがない場合は、事務局まで御連絡ください
- Q11. **実施前の打ち合わせや、実施後の報告書作成についての相談をしたいが講師と連絡が取れない（または取りづらい）。どのようにしたらよいのでしょうか？**
- A11. 決定通知発出後、速やかに講師に御連絡をお願いいたします。その際、講師所属団体の連絡先などいくつかの連絡手段を伺ってください。また、講師側でも、緊急時の連絡先を共有する等、連絡のつかない状況が起こらないよう、事前に御協力・御配慮いただきますようお願いいたします。長期間連絡が取れない場合には、事務局まで一度御相談ください